

◎新潟県告示第350号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付及び書換え等に関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）